

「臨時福祉給付金」及び 「子育て世帯臨時特例給付金」 手続きのお知らせ

国は、平成26年4月から消費税率を8%へ引上げたことにより、所得の低い方々及び子育て世帯への影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

【臨時福祉給付金】

○対象者

平成26年度分市町村民税（均等割）が課税されない方が対象です。

※ただし、ご自身を扶養している方が課税される場合や、生活保護制度の保護者となっている場合などは対象外です。

○支給額

支給対象者1人につき 1万円

※支給対象者の中で下記に該当する方は、5千円を加算

- ・ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
- ・ 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

○申請期間

平成26年6月20日（金）～9月22日（月）（受付時間：午前8時30分～午後5時15分）

※当日消印・当日窓口受付分まで有効となります。

○必要書類

申請書（世帯主の方に郵送します。）

○確認書類

- ① 公的身分証明書（運転免許証、旅券、保険証等）の写し
- ② 給付金を受け取る口座の通帳またはキャッシュカードの写し



【子育て世帯臨時特例給付金】

○対象者

臨時福祉給付金の対象外の方で、平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）を受給し、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方

○支給額

児童手当の対象児童1人につき1万円

○申請期間

平成26年6月10日（火）～9月10日（水）（受付時間：午前8時30分～午後5時15分）

※当日消印・当日窓口受付分まで有効となります。

○必要書類

申請書（受給者の方に郵送します。）

※公務員の方は児童手当を給付されている所属庁から配布されている、「子育て世帯臨時特例給付金申請書」及び受給者証明証を必ず持参してください。

○確認書類

- ① 公的身分証明書（運転免許証、旅券、保険証等）の写し
- ② 給付金を受け取る口座の通帳またはキャッシュカードの写し

※「児童手当振込口座への振込を希望」する場合には、確認種類は必要ありません。

申請先

神崎町保健福祉課（神崎ふれあいプラザ保健福祉館）

※詳細については、申請書に同封のチラシをご覧ください。

お問い合わせ先

神崎町保健福祉課福祉係 TEL 0478-72-1603